

平成 29 年 5 月 22 日

各 位

会社名 株 式 会 社 N o . 1  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 辰 巳 崇 之  
(コード番号：3562 東証 JASDAQ)  
問合せ先 常 務 取 締 役 経 営 管 理 本 部 長 竹 澤 薫  
(TEL. 03-5510-8911)

「第 28 回定時株主総会招集ご通知」の一部修正に関するお知らせ

平成 29 年 5 月 10 日付でご送付申し上げました当社「第 28 回定時株主総会招集ご通知」中の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、お詫び申し上げますとともに、本ウェブサイトをもって下記のとおり訂正させていただきます。

記

1. 修正の箇所

- (1) 第 28 回定時株主総会招集ご通知 1 頁  
① 3 目的事項 議案
- (2) 第 28 回定時株主総会招集ご通知 36 頁  
① 議案 取締役 4 名選任の件

2. 修正の内容

修正箇所は下線で表示しております。

【修正箇所 (1) -①】

(修正前)

議 案 取締役 4 名選任の件

(修正後)

議 案 第 1 号議案 定款の一部変更の件  
第 2 号議案 取締役 4 名選任の件

【修正箇所 (2) -①】

(修正前)

議案 取締役 4 名選任の件

(修正後)

第 1 号議案 定款の一部変更の件  
現行定款の一部を以下の定款変更案のとおりに変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

① 取締役との責任限定契約の追加

取締役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等を除く。）との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、変更案のとおり第28条（取締役の責任免除）の規定を変更するものであります。

なお、第28条（取締役の責任免除）の変更に関しましては、各監査役の同意をえております。

2. 変更の内容

現行定款の一部を次の変更案（変更部分は下線で示す。）のとおり改めたいと存じます。

<u>現 行 定 款</u>	<u>定 款 変 更 案</u>
<p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第28条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p><u>（取締役の責任免除）</u></p> <p><u>第28条</u></p> <p><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>

第2号議案 取締役4名選任の件

以 上